

議案参考資料

[令和7年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

総務課 庶務担当

契約検査課 契約担当

議案名

議案第82号 桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会設置条例案

趣旨・目的

本市において発生した新本庁舎建設事業に係る入札等不正行為(以下「入札等不正行為」という。)について、客観的かつ公正な第三者の立場から検証を行い、再発を防止することを目的に本市の附属機関として委員会を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例を制定しようとするものです。

概要

第三者委員会の主な内容は、以下のとおりです。

◎所掌事務

- ・入札等不正行為に係る原因の分析に関すること。
- ・入札等不正行為に係る事務の検証に関すること。
- ・再発防止策の検討に関すること。
- ・その他委員会が必要と認める事項

◎組織及び委員の任期

- ・委員は3人(弁護士、学識経験者、行政経験者)とし市長が委嘱します。
- ・委員の任期は、委嘱の日から所掌事務に関する結果を市長に報告した日までとします。

(施行期日:公布の日)

背景・経過

本市が新本庁舎建設事業において、令和2年度及び令和4年度に実施した入札等に関して、令和7年6月19日に公契約関係競売入札妨害の容疑で群馬県議会議員らが、同年7月24日に官製談合防止法違反及び加重収賄の容疑で前桐生市副市長が、同日に官製談合防止法違反及びあっせん収賄の容疑で群馬県議会議員が逮捕されました。

このことを受け、入札等不正行為について、客観的かつ公正な第三者の立場から検証を行い、再発を防止するため、桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会を設置します。